

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ（申請期限：令和6年3月15日）

長瀬町低所得世帯支援給付金（7万円/1世帯） のご案内

受給には手続きが必要です

- 長瀬町低所得世帯支援給付金（1世帯あたり7万円）は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増加に特に影響のある住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理後、
内容を確認し順次支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～12月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

※既に他自治体で7万円の給付を受けてい
る方は受給できません。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間

令和6年2月上旬

～令和6年3月15日(金)

【申請書配布先】長瀬町役場福祉介護課福祉担当

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、【令和6年3月15日（金）】までに町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町の福祉介護課窓口に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに長瀬町役場福祉介護課に、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

※ 低所得者世帯給付金を受給する低所得者世帯に対して、支給された当該給付金は差押禁止等及び非課税となります。

お問い合わせ

長瀬町役場 福祉介護課福祉担当

0494-66-3111（内線145） 受付時間 平日8:30～17:15